

自己資本の充実の状況

1. バーゼルⅢの概要

バーゼルⅢとは、スイスの都市「バーゼル」にある国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の自己資本比率規制のことで、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や商品・業務の多様化・金融技術の高度化等から、金融機関の直面する各種のリスクをより精緻に計測し金融機関のリスク管理態勢の向上を促すことを目的として定められたものです。

バーゼルⅢは、3つの柱により構成されており、「第1の柱」では信用リスク^{*16}の計測等に基づく最低所要自己資本比率規制、「第2の柱」では金利リスク^{*47}・信用集中リスク等の自己管理等、「第3の柱」では、市場規律として第1・第2の柱に関する情報開示等が求められています。

2014年3月期より、自己資本比率算出において、出資金・内部留保以外の外部資本調達手段についての資本算入制限の厳格化などが行われた、新たな基準（バーゼルⅢ国内基準）が適用開始となりました。

この「バーゼルⅢの概要」では、新たな基準（バーゼルⅢ国内基準）に基づく自己資本比率の算出結果や、金利リスクの状況等について詳細な情報をご提示するとともに、当金庫のリスク管理に関する方針やリスク管理態勢等について記載しています。

■(1)「第1の柱」：信用リスクの計測等に基づく最低所要自己資本比率規制

「第1の柱」は、最低所要自己資本比率に関する規制です。金融機関のリスク管理態勢の高度化、取引先の多様化に対応しています。バーゼルⅢ国内基準では、新たにCVAリスク^{*23}の追加などが行われた信用リスク、及びオペレーショナル・リスク^{*7}を分母とする計算式での自己資本比率の算出が求められています。

●分子、分母の内訳…バーゼルⅢ

①分子…自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

・コア資本に係る基礎項目^{*11}：出資金、法定準備金、剰余金、一般貸倒引当金、偶発損失引当金など

・コア資本に係る調整項目^{*12}：無形固定資産、繰延税金資産^{*14}など

②分母…リスク・アセット^{*1}（信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額）

・信用リスク…貸出金の回収リスク、保有有価証券などの資産価値減少リスク。

計測手法には標準的手法と内部格付手法があり、当金庫は標準的手法を採用しています。

・オペレーショナル・リスク…システム障害などのリスク、事務ミスや不祥事による損失発生リスク。

計測手法には基礎的手法^{*8}、粗利益配分手法^{*9}、先進的計測手法があります。

当金庫は2007年度より粗利益配分手法を採用しています。

③計算式（信用金庫では、この計算式により得られる比率が4%以上であることが求められています。）

$$\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{リスク・アセット（信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額）}} \geq 4\%$$

■(2)「第2の柱」：金利リスク、信用集中リスク等の自己管理

●1) 金利リスク

「第2の柱」は、金融機関の自己管理と監督上の検証です。金融機関が、自己資本比率算定の対象となっていない金利リスクや信用集中リスクなどを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討し、その結果を金融庁が監督検証します。

特に金利リスクについては、2019年3月より「アウトライヤー基準」が廃止され、新たに「IRRBB規制（銀行勘定の金利リスク）」に基づく自己管理を行うことが求められています。

①IRRBB規制（Interest Rate Risk in the Banking Book）

△EVE^{*52}（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額）が、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又は、スティープ化に基づき計算されるもののうちの最大値が、自己資本の額の一定の範囲内（20%）に収まるかどうかをみる基準です。

②金利リスク量

金融機関の保有する資産・負債、例えば貸出金、国債等の有価証券、預金などが市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来的な収益に影響を与えるリスク量のことです。

● 2) 信用集中リスク

信用集中リスク管理とは、特定業種への信用集中や大口与信先のリスクの顕在化を管理するとともに、信用リスクの改善を図ることをいいます。

①業種別与信残高のリスク管理

a.与信残高で、特定の業種に偏重していないかどうかを、定期的に検証できる管理態勢を構築しリスクを管理しています。

b.この検証態勢は、「信用リスク管理システム」(注1)等により担当部署の管理者とコンプライアンス・リスク統括部で行うこととし、定期的に総合リスク管理委員会(注2)で検討し、金庫全体の与信推進等の方向性を管理しています。

(注1) 信用リスク管理システム：このシステムは、デフォルト率^{*28}や保全率などの与信関連データに基づき当金庫のリスク量を算出するシステムです。

(注2) 総合リスク管理委員会：この委員会は、各種リスクを総合的に把握し、当金庫の資産を適切に管理することを目的とするものです。

②大口信用供与先のリスク管理

a.大口信用供与先については、貸出金と有価証券等を合計した金額(関連会社等の名寄後の信用供与を含む)を総エクスポージャー^{*3}として、システムで管理しています。なお、別途、各債務者の格付、貸出金・債券ごとのクレジット・ライン^{*27}等より各債務者の状況を管理する態勢を構築しています。

b.この検証態勢は、「大口与信管理システム」(注3)により担当部署の管理者とコンプライアンス・リスク統括部で行い、定期的に総合リスク管理委員会で検討し、金庫全体の与信推進等の方向性を管理しています。

(注3) 大口与信管理システム：このシステムは、法律等で規制されている「同一人に対する信用供与の限度等」を管理するものです。

■ (3)「第3の柱」：情報開示の充実による市場規律の強化

● 1) 市場規律

「第3の柱」は、情報開示の充実による市場規律の強化です。自己資本比率の計算根拠やリスク管理方針・手続きなど第1・第2の柱に関する情報を開示し、市場の評価を通じて金融機関に対する規律を働かせ、健全な経営を促すことが期待されています。

● 2) 開示

開示については、定性的事項と定量的事項に分類し、自己資本の内容や各種リスク管理について、事業年度ごとの取組状況等の開示が求められています。

II. バーゼルⅢに対応した当金庫のリスク管理

■ (1) 自己資本比率の算出手法と取組方針

当金庫は、最低所要自己資本比率の算出において、国内基準の金融機関として信用リスクは標準的手法、オペレーショナル・リスクは粗利益配分手法を採用しています。また、クレジットポリシー^{*18}、統合的リスク管理方針、資本配賦運営に関する方針、信用リスク管理方針、市場関連リスク管理方針、オペレーショナル・リスク管理方針等を整備し、各種リスクに対応しています。

■ (2) 資本配賦とリスク管理

当金庫は、資本配賦運営に関する方針に基づき、市場リスク^{*29}、信用リスク、オペレーショナル・リスクといった異なる種類のリスクを共通の尺度で計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しています。具体的には、当金庫の自己資本の額をリスク資本配賦額(リスク限度額)として、一定額を市場リスク、信用リスク、預貸金金利リスク^{*48}、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と各部門のリスク相当額を比較することによりリスクをコントロールしています。

Ⅲ. 自己資本の構成に関する開示事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	169,085	172,197
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,202	14,001
うち、利益剰余金の額	155,167	158,475
うち、外部流出予定額 (△)	283	279
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,973	3,996
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,973	3,996
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段 ^{*13} の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	173,059	176,193
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツ ^{*15} に係るものを除く。)の額の合計額	1,680	1,765
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,680	1,765
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,680	1,765
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	171,378	174,427
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,009,089	1,047,409
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	45,396	46,037
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,054,485	1,093,447
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.25%	15.95%

(連結)

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	170,849	173,977
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,206	14,004
うち、利益剰余金の額	157,045	160,371
うち、外部流出予定額 (△)	281	277
うち、上記以外に該当するものの額	△121	△121
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,011	4,056
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,011	4,056
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	97	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	174,958	178,034
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,709	1,784
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,709	1,784
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,709	1,784
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	173,249	176,249
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,009,536	1,047,995
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	45,448	46,238
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,054,984	1,094,234
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	16.42%	16.10%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

IV. 定性的な開示事項

■ (1) 連結の範囲に関する事項

当金庫が連結財務諸表を作成する際に、連結している子会社及び子法人等は、尼信ビジネス・サービス株式会社、尼信ビル株式会社、尼信保証株式会社、尼信リース株式会社の4社です。また、本編では、「当金庫と連結している子会社及び子法人等の4社」を「連結グループ」または「連結」と表示していますのでご留意願います。

①自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
該当事項はありません。

②連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

尼信ビジネス・サービス株式会社（事務受託業務）

尼信ビル株式会社（不動産賃貸業務）

尼信保証株式会社（信用保証業務）

③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容
該当法人はありません。

④連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容
該当法人はありません。

⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
該当事項はありません。

■ (2) 自己資本調達手段の概要

1) 当金庫及び連結グループにおける自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫及び連結グループにおける自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	尼崎信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
(連結)	14,001百万円
(単体)	14,001百万円

■ (3) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 1) 当金庫及び連結グループの自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準である4%をはるかに上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。
- 2) 当金庫及び連結グループは、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。
- 3) 将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。
 なお、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定した実現性の高いものです。

■ (4) 信用リスクに関する事項

● 1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- ①信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫及び連結グループの資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
- ②当金庫及び連結グループでは、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識しており、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
- ③当金庫では、信用格付別や業種別、大口与信先別などの様々な角度から、ポートフォリオ^{*17}の管理や分析を行い、あわせて小口多数取引を推進することにより、特定の業種や大口与信先等に対する信用集中によるリスクを抑制しています。
- ④当金庫では、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想デフォルト時損失率などの各種データを整備し、高度な計測モデルを用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理を徹底することで資産の良化を図っています。
- ⑤当金庫及び連結グループでは個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制を確保しています。
 さらに、信用リスクの管理・運営に関する各種委員会（総合リスク管理委員会、与信審査会、資産査定検討委員会等）を定期的開催し、検討・審議しています。また、この結果は理事会等に報告し、審議する態勢を整備しています。
- ⑥以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。
- ⑦信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準要綱」及び「償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しています。
 正常先、要注意先、要管理先の一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。
 また、個別貸倒引当金に関しては、未保全額に対して、破綻懸念先は貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先はその全額を算出しています。
 なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

● 2) リスク・ウェイト^{*19}の判定に使用する適格格付機関^{*20}等の名称

次の格付機関が公表する格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④S&Pグローバル・レーティング（S&P）

■ (5) 信用リスク削減手法(CRM)に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) 信用リスク削減手法^{*21} (CRM: Credit Risk Mitigation) は、金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫及び連結グループでは、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から検討し、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的なものとして位置付け、担保または保証に過度に依存しない融資に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまに十分ご説明し、ご理解をいただいた上で、契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。
- 2) 当金庫及び連結グループで扱う担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続きについては、当金庫が定める「事務規定」及び「担保評価マニュアル」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。
- 3) 手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引^{*22}等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を行う場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、当金庫が定める「事務規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当することがあります。
- 4) 当金庫及び連結グループで自己資本比率算出上の信用リスク削減手法（簡便手法^{*26}）として適用している適格金融資産担保^{*24}は、当金庫預金積金のみです。
- 5) 保証には政府関係機関、民間保証会社等によるものがあり、これにより信用リスク削減を行っています。保証会社に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

■ (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) 当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスク・ヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引^{*34}を取扱っています。具体的には、通貨関連取引として通貨スワップ^{*41}取引、為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップ取引、有価証券（債券、株式）関連取引として先物取引、オプション^{*42}取引があります。
- 2) 派生商品取引には、市場価格の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。
- 3) 信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、原則として総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、必要に応じて適切な保全措置を講じています。
- 4) 有価証券関連取引については、有価証券に係る基準・方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しています。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクとも適切な管理に努めています。

■ (7) 証券化エクスポージャーに関する事項

● 1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

①証券化エクスポージャー^{*35}に関するリスク管理の方針

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等の資産を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーター^{*38}と、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っていません。また、有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有していますが、再証券化エクスポージャー^{*36}は保有していません。

証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、次の通りです。

i) 投資

- 居住用不動産を裏付けとする有価証券及び信託受益権^{*40}

ii) オリジネーター

該当ありません。

証券化商品への投資は、「資金運用方針」及び「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用管理を行っています。

②証券化エクスポージャーに関するリスク特性

証券化エクスポージャーに係るリスク特性としては、裏付資産、オリジネーター等の格付の変化やデフォルトによって資産の価値が減少ないし消失して損失を被るリスクである信用リスク、金利や信用スプレッド等の市場のリスク・ファクターの変動によって資産の価値が減少し損失を被るリスクである市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクである市場流動性リスク等の各種リスクがあげられます。

● 2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫は、前記「1) ①証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針」に記載した管理態勢のもとで、証券化エクスポージャーについては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関による格付情報等を適宜モニタリングすることにより、各種リスクについての確に把握するとともに、目論見書等により構造上の特性把握も行っています。なお、必要に応じて総合リスク管理委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

証券化エクスポージャーに係るリスク量については、金利及び信用スプレッド等の変動による価値変動を市場リスク量として計測しているほか、ストレス損失額及び評価損益の状況等についても定期的に把握しています。

● 3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

● 4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、外部格付準拠方式を採用しています。

● 5) 当金庫が証券化目的導管体^{*37}を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

● 6) 当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引（当金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

● 7) 証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則った適正な処理を行っています。

● 8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていません。

- ① 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ② 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④ S&Pグローバル・レーティング（S&P）

● 9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

■ (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

● 1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- ①オペレーショナル・リスクとは、「当金庫業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること等から生ずる損失に係るリスク」をいいます。当金庫及び連結グループでは、「事務リスク」「システム・リスク」等を総称してオペレーショナル・リスクと定義しています。なお、オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」などに基づき、適切にオペレーショナル・リスクを特定・評価・モニタリング・コントロールおよび削減するためのリスク管理の枠組みを構築しています。
- ②事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、「事務マニュアル」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。
- ③システム・リスクについては、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めています。
- ④オペレーショナル・リスクについては、お客様相談室の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報保護及びセキュリティ管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護を重視した態勢整備に努めています。
- ⑤オペレーショナル・リスクについては、総合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会で協議、検討を行うとともに、定期的に理事会等に報告する態勢を整備しています。

● 2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、粗利益配分手法を採用しています。

● 3) オペレーショナル・リスク管理の高度化と事務品質の向上

当金庫は、現在オペレーショナル・リスク管理の高度化と事務品質の向上のため、事務ミス登録分析システムによる全店ベースでのデータ蓄積を行い、これらのデータ・ベースの分析により業務改善を図っています。

■ (9) 出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) 出資または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他の出資金が該当します。
- 2) 上記のうち上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額（VaR^{*39}）などによって把握するとともに、定期的にストレス・テスト^{*51}等を実施しています。その結果や運用状況を総合リスク管理委員会で検討し、理事会に報告するなど、適切なリスク管理に努めています。
- 3) 株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券に係る「資金運用方針」及び「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用・管理を行っています。
- 4) 株式の保有限度は、年度ごとに「資金運用方針」及び「資金運用基準」に定め管理しています。
- 5) 子会社株式及び関連会社株式等については、当金庫は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、理事会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。
- 6) 当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則った、適正な処理を行っています。

■ (10) 金利リスクに関する事項

● 1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響をいいます。当金庫においては、ビジネスモデルに照らし金利に感応する貸出金や債券等の資産、預金や借入金等の負債、また金利スワップ取引などオフバランス取引を対象として、金利リスクの評価・計測を定期的に行い、適宜、対応策を講じる態勢を取っています。

● 2) 金利リスクの算出手法の概要

- ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE^{*52}及び Δ NII^{*53}並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
5.04年となっております。
 - b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年となっております。
 - c. 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金者カテゴリー毎（法人・個人等）に残高推移（預金者行動）を統計的に分析し、その特徴に合わせた推計式を用いて将来の預金残高を保守的に算出し、流動性預金の実質的な満期を割り当てています。なお、推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っています。
 - d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な前提の反映により考慮しております。
 - e. 複数の通貨の集計方法及びその前提
保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算しております。
 - f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 - g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金^{*45}は、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
また、 Δ NIIの算定にあたっては、商品毎に一定の市場金利追随率を考慮しております。
 - h. 前期の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
 - i. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 Δ EVEは基準値である自己資本の額の20%以内に収まっており、問題ない水準となっております。
- ②信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 当金庫では、 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクの計測として、一定の金利ショック^{*46}を想定した金利リスク（BPV^{*50}）や信頼区間99%、保有期間6ヶ月、観測期間3年を主な前提としたVaRを計測しているほか、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを、ALM^{*49}管理システムや証券管理システムにより定期的に計測し、総合リスク管理委員会で審議するとともに、理事会に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
- また、ストレス・テストとして、以下の金利ショック等のほか過去の事例を想定したリスク量を毎月算出し、内部管理に使用しています。
- 債券については、金利が1%上昇
 - 株式については、日経平均株価が10%下落
 - 貸出金については、正常先債権が10%ランク・ダウン

V. 定量的な開示事項

■ (1) 連結の範囲に関する事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

■ (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額 ^{*2} の合計	1,009,089	40,363	1,047,409	41,896
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ^{*17} ごとのエクスポージャー ^{*3}	861,591	34,463	884,576	35,383
(i) ソプリン ^{*4} 向け	21,454	858	20,205	808
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	104,295	4,171	100,886	4,035
(iii) 法人等向け	186,105	7,444	201,000	8,040
(iv) 中小企業等・個人向け	154,993	6,199	156,545	6,261
(v) 抵当権付住宅ローン ^{*5}	21,525	861	20,970	838
(vi) 不動産取得等事業向け ^{*6}	103,662	4,146	98,029	3,921
(vii) 三月以上延滞等	1,356	54	1,419	56
(viii) 信用保証協会等による保証付	17,030	681	17,925	717
(ix) 出資等	15,410	616	14,272	570
出資等のエクスポージャー	15,410	616	14,272	570
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 上記以外	235,756	9,430	253,322	10,132
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー	160,065	6,402	167,041	6,681
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目 の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,921	476	15,251	610
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,815	392	9,768	390
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポ ージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他 外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー	29,823	1,192	38,150	1,526
上記以外のエクスポージャー	24,131	965	23,110	924
②証券化エクスポージャー ^{*35}	1,044	41	840	33
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,044	41	840	33
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	147,132	5,885	161,498	6,459
ルック・スルー方式	147,132	5,885	161,498	6,459
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	738	29	481	19
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	7	0	12	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	45,396	1,815	46,037	1,841
ハ. 単体総所要自己資本額 ^{*10} (イ+ロ)	1,054,485	42,179	1,093,447	43,737

(連結)

(単位：百万円)

項 目	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	1,009,536	40,381	1,047,995	41,919
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	862,038	34,481	885,162	35,406
(i) ソブリン向け	21,454	858	20,205	808
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	104,295	4,171	100,886	4,035
(iii) 法人等向け	184,604	7,384	199,621	7,984
(iv) 中小企業等・個人向け	154,993	6,199	156,545	6,261
(v) 抵当権付住宅ローン	21,525	861	20,970	838
(vi) 不動産取得等事業向け	103,662	4,146	98,029	3,921
(vii) 三月以上延滞等	1,554	62	1,591	63
(viii) 信用保証協会等による保証付	17,030	681	17,925	717
(ix) 出資等	13,928	557	12,792	511
出資等のエクスポージャー	13,928	557	12,792	511
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 上記以外	238,986	9,559	256,595	10,263
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー	160,065	6,402	167,041	6,681
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目 の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,921	476	15,251	610
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,956	398	9,909	396
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエク スポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他 外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー	29,823	1,192	38,150	1,526
上記以外のエクスポージャー	27,220	1,088	26,241	1,049
②証券化エクスポージャー	1,044	41	840	33
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,044	41	840	33
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	147,132	5,885	161,498	6,459
ルック・スルー方式	147,132	5,885	161,498	6,459
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	738	29	481	19
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	7	0	12	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	45,448	1,817	46,238	1,849
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	1,054,985	42,199	1,094,234	43,769

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引^{*34}によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引^{*25}及び派生商品取引の与信相当額^{*31}等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. TLAC (Total Loss Absorbing Capacity) とは、グローバルに活動している金融機関が万一危機に陥った場合に、当該金融機関の債権者等に損失を負担させ、かつ、資本の再構築を行うことにより、当該金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある処理を行うことを目的とした国際的な枠組みにおいて、対象となる各金融機関が予め確保すべき「総損失吸収力」のことです。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出には、粗利益配分手法^{*9}を採用しています。

■ (3) 信用リスクに関する事項

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別、業種別及び残存期間別＞

(単体)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	2022年度				三月以上延滞 エクスポージャー
		信用リスク・エクスポージャー期末残高				
		貸出金等	デリバティブ取引*22	その他		
国内		2,903,212	1,330,435	149,205	1,423,572	1,655
国外		125,049	—	—	125,049	—
地域別合計		3,028,262	1,330,435	149,205	1,548,621	1,655
製造業		202,487	181,123	2	21,361	53
農業、林業		7	7	—	—	—
漁業		21	21	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		66	66	—	—	—
建設業		257,162	256,932	—	229	153
電気・ガス・熱供給・水道業		10,317	—	—	10,317	—
情報通信業		8,598	5,851	—	2,746	0
運輸業、郵便業		59,646	53,222	—	6,423	65
卸売業、小売業		209,107	206,860	41	2,205	315
金融業、保険業		1,175,769	81,221	149,161	945,386	0
不動産業		173,933	172,991	—	941	705
物品賃貸業		21,036	5,158	—	15,878	—
学術研究、専門・技術サービス業		4,338	4,335	—	2	14
宿泊業		740	740	—	—	—
飲食業		20,704	20,704	—	—	38
生活関連サービス業、娯楽業		6,630	6,629	—	1	19
教育、学習支援業		3,132	3,132	—	—	—
医療、福祉		24,618	24,618	—	—	25
その他のサービス		78,082	77,391	—	691	105
国・地方公共団体等		636,481	142,344	—	494,136	—
個人		76,493	76,493	—	—	159
その他		58,886	10,585	—	48,300	—
業種別合計		3,028,262	1,330,435	149,205	1,548,621	1,655
1年以下		393,736	121,669	148,455	123,611	
1年超3年以下		297,528	109,296	97	188,134	
3年超5年以下		221,896	142,350	15	79,530	
5年超7年以下		296,374	151,574	35	144,764	
7年超10年以下		603,834	477,067	79	126,688	
10年超		665,104	276,654	521	387,928	
期間の定めのないもの		549,785	51,820	—	497,964	
残存期間別合計		3,028,262	1,330,435	149,205	1,548,621	

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	2023年度				三月以上延滞 エクスポージャー
	信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金等	デリバティブ取引	その他		
国内	2,814,497	1,312,011	125,785	1,376,700	1,526
国外	120,125	—	—	120,125	—
地域別合計	2,934,623	1,312,011	125,785	1,496,826	1,526
製造業	200,257	175,252	0	25,004	40
農業、林業	7	7	—	—	—
漁業	18	18	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	62	62	—	—	—
建設業	255,469	255,239	—	229	110
電気・ガス・熱供給・水道業	11,896	—	—	11,896	—
情報通信業	8,788	6,107	—	2,681	0
運輸業、郵便業	62,564	53,746	—	8,818	8
卸売業、小売業	211,953	206,287	9	5,656	310
金融業、保険業	1,140,841	80,215	125,775	934,850	0
不動産業	169,174	165,879	—	3,295	732
物品賃貸業	17,591	4,853	—	12,737	—
学術研究、専門・技術サービス業	4,598	4,596	—	2	12
宿泊業	724	724	—	—	—
飲食業	21,256	21,256	—	—	33
生活関連サービス業、娯楽業	6,578	6,577	—	1	19
教育、学習支援業	3,114	3,114	—	—	0
医療、福祉	25,438	25,438	—	—	24
その他のサービス	80,201	79,510	—	691	87
国・地方公共団体等	580,977	137,109	—	443,867	—
個人	75,835	75,835	—	—	145
その他	57,272	10,178	—	47,093	—
業種別合計	2,934,623	1,312,011	125,785	1,496,826	1,526
1年以下	390,716	121,528	124,972	144,215	
1年超3年以下	192,587	102,883	80	89,623	
3年超5年以下	287,404	156,955	24	130,424	
5年超7年以下	430,780	276,306	27	154,446	
7年超10年以下	452,388	318,507	509	133,371	
10年超	649,623	281,057	171	368,393	
期間の定めのないもの	531,123	54,772	—	476,350	
残存期間別合計	2,934,623	1,312,011	125,785	1,496,826	

(連結)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	2022年度				
		信用リスク・エクスポージャー期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金等	デリバティブ取引	その他		
国内		2,903,591	1,329,014	149,205	1,425,371	1,869
国外		125,049	—	—	125,049	—
地域別合計		3,028,641	1,329,014	149,205	1,550,420	1,869
製造業		202,582	181,123	2	21,456	148
農業、林業		7	7	—	—	—
漁業		21	21	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		66	66	—	—	—
建設業		257,162	256,932	—	230	153
電気・ガス・熱供給・水道業		10,317	—	—	10,317	—
情報通信業		8,598	5,851	—	2,746	0
運輸業、郵便業		59,646	53,222	—	6,423	65
卸売業、小売業		209,132	206,860	41	2,230	340
金融業、保険業		1,175,771	81,221	149,161	945,387	0
不動産業		173,933	172,991	—	941	705
物品賃貸業		19,536	3,657	—	15,878	—
学術研究、専門・技術サービス業		4,338	4,335	—	2	14
宿泊業		740	740	—	—	—
飲食業		20,707	20,704	—	3	41
生活関連サービス業、娯楽業		6,630	6,629	—	1	19
教育、学習支援業		3,132	3,132	—	—	—
医療、福祉		24,623	24,618	—	5	31
その他のサービス		78,086	77,391	—	695	109
国・地方公共団体等		636,481	142,344	—	494,136	—
個人		76,574	76,573	—	0	240
その他		60,550	10,585	—	49,964	—
業種別合計		3,028,641	1,329,014	149,205	1,550,420	1,869
1年以下		393,288	121,207	148,455	123,625	—
1年超3年以下		297,140	108,908	97	188,134	—
3年超5年以下		221,496	141,950	15	79,530	—
5年超7年以下		296,174	151,374	35	144,764	—
7年超10年以下		603,834	477,067	79	126,688	—
10年超		665,104	276,654	521	387,928	—
期間の定めのないもの		551,600	51,851	—	499,749	—
残存期間別合計		3,028,641	1,329,014	149,205	1,550,420	—

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	2023年度				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
	エクスポージャー区分		貸出金等	デリバティブ取引	
国内	2,815,025	1,310,732	125,785	1,378,507	1,725
国外	120,125	—	—	120,125	—
地域別合計	2,935,151	1,310,732	125,785	1,498,633	1,725
製造業	200,310	175,252	0	25,057	93
農業、林業	7	7	—	—	—
漁業	18	18	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	62	62	—	—	—
建設業	255,469	255,239	—	229	110
電気・ガス・熱供給・水道業	11,896	—	—	11,896	—
情報通信業	8,788	6,107	—	2,681	0
運輸業、郵便業	62,564	53,746	—	8,818	8
卸売業、小売業	211,977	206,287	9	5,680	334
金融業、保険業	1,140,841	80,215	125,775	934,850	0
不動産業	169,174	165,879	—	3,295	732
物品賃貸業	16,213	3,475	—	12,737	—
学術研究、専門・技術サービス業	4,598	4,596	—	2	12
宿泊業	724	724	—	—	—
飲食業	21,266	21,256	—	10	43
生活関連サービス業、娯楽業	6,578	6,577	—	1	19
教育、学習支援業	3,114	3,114	—	—	0
医療、福祉	25,442	25,438	—	3	28
その他のサービス	80,207	79,510	—	696	92
国・地方公共団体等	580,977	137,109	—	443,867	—
個人	75,937	75,936	—	1	247
その他	58,980	10,178	—	48,801	—
業種別合計	2,935,151	1,310,732	125,785	1,498,633	1,725
1年以下	390,295	121,096	124,972	144,227	
1年超3年以下	192,287	102,583	80	89,623	
3年超5年以下	286,979	156,530	24	130,424	
5年超7年以下	430,608	276,134	27	154,446	
7年超10年以下	452,388	318,507	509	133,371	
10年超	649,623	281,057	171	368,393	
期間の定めのないもの	532,968	54,822	—	478,145	
残存期間別合計	2,935,151	1,310,732	125,785	1,498,633	

(注) 1. 「貸出金等」には、「貸出金」、「コミットメント」及び「その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」を分類しています。

2. 「オフ・バランス取引」は、デリバティブ取引を除いています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーです。

4. 「国外」は、外国証券及び当金庫取引先の外国子会社への貸付です。

5. 個人事業主に対する非事業用資金は、各個人事業主が属する業種区分に含めています。

6. 業種区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

8. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位：百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,428	2,418	—	2,428	2,418	2,418	2,405	—	2,418	2,405
個別貸倒引当金	5,831	5,333	226	5,604	5,333	5,333	4,306	426	4,907	4,306
合 計	8,259	7,751	226	8,032	7,751	7,751	6,711	426	7,325	6,711

(連結)

(単位：百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,485	2,456	—	2,485	2,456	2,456	2,466	—	2,456	2,466
個別貸倒引当金	6,055	5,504	262	5,792	5,504	5,504	4,442	427	5,077	4,442
合 計	8,541	7,961	262	8,278	7,961	7,961	6,908	427	7,534	6,908

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めていません。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

業種区分	2022年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他		
製造業	2,194	1,957	95	2,099	1,957	273
農業、林業	0	0	—	0	0	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	508	440	19	489	440	146
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	43	35	—	43	35	—
運輸業、郵便業	259	230	7	251	230	33
卸売業、小売業	2,021	1,960	54	1,967	1,960	126
金融業、保険業	1	1	—	1	1	—
不動産業	251	228	5	246	228	5
物品賃貸業	0	0	—	0	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	11	9	—	11	9	—
宿泊業	6	6	—	6	6	—
飲食業	117	93	0	117	93	35
生活関連サービス業、娯楽業	67	53	3	63	53	3
教育、学習支援業	1	6	—	1	6	—
医療、福祉	102	94	4	98	94	8
その他のサービス	239	207	36	203	207	93
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	2	7	—	2	7	—
その他	—	—	—	—	—	0
合 計	5,831	5,333	226	5,604	5,333	728

(単位：百万円)

業種区分	2023年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他		
製造業	1,957	1,323	105	1,852	1,323	255
農業、林業	0	—	—	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	440	390	71	368	390	207
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	35	62	0	35	62	—
運輸業、郵便業	230	268	9	220	268	13
卸売業、小売業	1,960	1,769	176	1,784	1,769	427
金融業、保険業	1	1	—	1	1	—
不動産業	228	156	1	226	156	10
物品賃貸業	0	0	—	0	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	5	—	9	5	—
宿泊業	6	5	—	6	5	—
飲食業	93	64	2	90	64	6
生活関連サービス業、娯楽業	53	41	—	53	41	—
教育、学習支援業	6	5	—	6	5	—
医療、福祉	94	61	9	84	61	12
その他のサービス	207	149	42	164	149	63
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	7	0	6	1	0	—
その他	—	—	—	—	—	0
合 計	5,333	4,306	426	4,907	4,306	996

(連結)

(単位：百万円)

業種区分	2022年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他		
製造業	2,200	1,963	95	2,105	1,963	273
農業、林業	0	0	—	0	0	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	508	440	19	489	440	146
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	43	35	—	43	35	—
運輸業、郵便業	259	230	7	251	230	33
卸売業、小売業	2,037	1,970	58	1,978	1,970	126
金融業、保険業	1	1	—	1	1	—
不動産業	254	228	8	246	228	5
物品賃貸業	0	0	—	0	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	11	9	—	11	9	—
宿泊業	6	6	—	6	6	—
飲食業	118	94	0	117	94	35
生活関連サービス業、娯楽業	67	53	3	63	53	3
教育、学習支援業	1	6	—	1	6	—
医療、福祉	103	94	4	98	94	8
その他のサービス	240	207	36	203	207	93
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	198	162	28	170	162	0
その他	—	—	—	—	—	0
合 計	6,055	5,504	262	5,792	5,504	729

(単位：百万円)

業種区分	2023年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他		
製造業	1,963	1,325	105	1,858	1,325	255
農業、林業	0	—	—	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	440	390	71	368	390	207
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	35	62	0	35	62	—
運輸業、郵便業	230	268	9	220	268	13
卸売業、小売業	1,970	1,783	176	1,794	1,783	427
金融業、保険業	1	1	—	1	1	—
不動産業	228	156	1	226	156	10
物品賃貸業	0	0	—	0	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	5	—	9	5	—
宿泊業	6	5	—	6	5	—
飲食業	94	65	3	90	65	6
生活関連サービス業、娯楽業	53	41	—	53	41	—
教育、学習支援業	6	5	—	6	5	—
医療、福祉	94	62	9	84	62	12
その他のサービス	207	152	42	164	152	63
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	162	117	6	156	117	—
その他	—	—	—	—	—	0
合 計	5,504	4,442	427	5,077	4,442	996

(注) 1. 決算年度により業種区分を見直しているため、決算期により内訳推移が異なるケースがあります。

2. 国外向けエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び貸出金償却は該当がないため、「地域別」の区分は省略しています。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単体)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト*19区分	2022年度			2023年度		
	エクスポージャーの額			エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	1,181,631	1,181,631	—	1,113,995	1,113,995
10%	—	384,855	384,855	—	381,308	381,308
20%	534,008	503	534,512	511,963	1,066	513,030
35%	—	61,500	61,500	—	59,914	59,914
50%	43,105	673	43,779	53,436	682	54,118
75%	—	206,655	206,655	—	208,725	208,725
100%	5,434	312,824	318,259	7,549	315,916	323,466
150%	15,635	520	16,156	21,096	558	21,654
250%	—	67,002	67,002	—	70,723	70,723
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	598,185	2,216,168	2,814,354	594,046	2,152,891	2,746,938

(連結)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2022年度			2023年度		
	エクスポージャーの額			エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	1,181,631	1,181,631	—	1,113,995	1,113,995
10%	—	384,855	384,855	—	381,308	381,308
20%	534,010	503	534,514	511,963	1,066	513,030
35%	—	61,500	61,500	—	59,914	59,914
50%	43,105	676	43,782	53,436	685	54,122
75%	—	206,655	206,655	—	208,725	208,725
100%	5,434	312,933	318,368	7,549	316,196	323,746
150%	15,635	650	16,286	21,096	666	21,762
250%	—	67,058	67,058	—	70,780	70,780
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	598,187	2,216,467	2,814,654	594,046	2,153,339	2,747,386

(注) 1. 格付は適格格付機関*20が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■(4) 信用リスク削減手法 (CRM) に関する事項

信用リスク削減手法*21が適用されたエクスポージャー

(単体及び連結)

(単位：百万円)

ポートフォリオ 信用リスク 削減手法	2022年度			2023年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	201,809	6,765	—	176,566	6,812	—
(i) ソブリン向け	—	3,107	—	—	3,087	—
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	135,613	—	—	113,993	—	—
(iii) 法人等向け	25,397	64	—	26,180	63	—
(iv) 中小企業等・個人向け	32,464	3,591	—	29,823	3,660	—
(v) 抵当権付住宅ローン	573	—	—	538	—	—
(vi) 不動産取得等事業向け	2,449	—	—	2,081	—	—
(vii) 三月以上延滞等	138	2	—	3	1	—
(viii) 信用保証協会等による保証付	5,172	—	—	3,945	—	—
(ix) 出資等	—	—	—	—	—	—
(x) 上記以外	—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保*24について簡便手法*26を用いています。

■(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単体及び連結)

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー*30方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コスト*32の額	1,216	539

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	担保による信用リスク 削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額	担保による信用リスク 削減手法の効果を勘案 した後の与信相当額	担保による信用リスク 削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額	担保による信用リスク 削減手法の効果を勘案 した後の与信相当額
①派生商品取引合計	2,327	2,327	1,572	1,572
(i) 外国為替関連取引	1,577	1,577	759	759
(ii) 金利関連取引	750	750	813	813
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ*43	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	2,327	2,327	1,572	1,572

	2022年度	2023年度
担保の種類別の額	—	—

	2022年度	2023年度
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

(単体及び連結)

イ. オリジネーター*³⁸の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ア. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャー*³⁶を除く）

（単位：百万円）

	2022年度		2023年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	5,221	—	4,202	—
(i) 住宅ローン	5,221	—	4,202	—
(ii) その他	—	—	—	—

バ. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

ア. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	2022年度				2023年度			
	エクスポージャー残高		所要自己資本の額		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～ 50%未満	5,221	—	41	—	4,202	—	33	—
50%～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%～	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の（i）、（ii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

バ. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

■(7) 出資または株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単体及び連結)

（単位：百万円）

区 分	2022年度							2023年度						
	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	—	—	10,582	13,221	2,638	2,958	319	—	—	9,076	14,814	5,737	5,883	146
非上場株式等	—	—	4	6	2	2	—	—	—	4	7	3	3	—
合 計	—	—	10,586	13,227	2,641	2,961	319	—	—	9,080	14,822	5,741	5,887	146

区 分	2022年度		2023年度	
	その他有価証券で時価のないもの等		その他有価証券で時価のないもの等	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
上場株式等	—		—	
非上場株式等	277		273	
合 計	277		273	

(注) 1. 上記のその他有価証券で時価のないもの等に、信金中央金庫普通出資（その他資産勘定）は含まれていません。

（貸借対照表計上額：2022年度 11,613百万円、2023年度 14,943百万円）

2. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
(単体)

(単位: 百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
子会社・子法人等株式	1,538	1,538	—	—	—	1,538	1,538	—	—	—
関連法人等株式	27	27	—	—	—	27	27	—	—	—
合 計	1,565	1,565	—	—	—	1,565	1,565	—	—	—

(連結)

(単位: 百万円)

区 分	2022年度					2023年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
子会社・子法人等株式	2	2	—	—	—	2	2	—	—	—
関連法人等株式	81	81	—	—	—	83	83	—	—	—
合 計	84	84	—	—	—	85	85	—	—	—

ハ. 出資または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
(単体及び連結)

(単位: 百万円)

区 分	2022年度				2023年度			
	売却額	売却益	売却損	株式等償却	売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資または株式等エクスポージャー	3,652	567	54	—	4,043	1,109	1	—

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(単体及び連結)

(単位: 百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	—	—

■ (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(単体及び連結)

(単位: 百万円)

	2022年度	2023年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	397,615	392,113
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

- (注) 1. 「リスク・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げる方式です。
2. 「マンドート方式」とは、リスク・スルー方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準 (マンドート) に基づき、最もリスク・ウェイトが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
3. 「蓋然性方式」とは、リスク・スルー方式及びマンドート方式が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。
4. 「フォールバック方式」とは、リスク・スルー方式、マンドート方式及び蓋然性方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。

■ (9) 金利リスクに関する事項
(単体及び連結)

(単位: 百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	22,993	26,357	5,950	7,333
2	下方パラレルシフト	0	0	0	398
3	スティープ化	262	134		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,993	26,357	5,950	7,333
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	174,427		171,378	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 連結グループの金利リスク量は、連結対象の子会社、子法人等の計数が微小であるため、金利リスク量の影響は限定的であると認識していることから、単体における金利リスク量と同じ数値としております。

用語の説明

【自己資本関係】

No.	用語	解説
*1	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
*2	所要自己資本の額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
*3	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
*4	ソブリン	各国の政府や政府関係機関等が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもの。
*5	抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているもの。
*6	不動産取得等事業向け	（代表的な解釈としては）不動産の取得または運用を目的とした事業者向けのもの。
*7	オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
*8	基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。 リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
*9	粗利益配分手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。1年間の粗利益を8つの業務区分に配分した上で、当該業務区分に応じた掛目を乗じて得た額を合算したものの直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とし、その合計額を8%で除して得た額をリスク・アセットとする。
*10	総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
*11	コア資本に係る基礎項目	自己資本比率規制（バーゼルⅢ国内基準）の中で使われる概念で、普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額や一般貸倒引当金などから構成される。
*12	コア資本に係る調整項目	自己資本比率規制（バーゼルⅢ国内基準）の中で使われる概念で、一般的に損失吸収力に乏しいと考えられる無形固定資産や繰延税金資産などが該当し、コア資本に係る基礎項目から控除される。
*13	適格旧資本調達手段	従来のバーゼルⅡ告示における自己資本比率の算出にあたり自己資本に含むことができる2014年3月30日までに発行された資本調達手段。
*14	繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。
*15	モーゲージ・サービシング・ライツ	住宅ローンの原債権者がその住宅ローンを売却した後に、借入人からの支払を回収する業務を引き続き実施する場合に、管理回収等のサービス業務提供に関する費用に見合う資産をいう。

【信用リスク関係】

No.	用語	解説
*16	信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
*17	ポートフォリオ	異なるリターンとリスクを持ついくつかの資産の組合せをいい、全体としてのリスクを低減するために対象を分散化する。
*18	クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したもの。
*19	リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
*20	適格格付機関	金融機関がリスク・アセットを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
*21	信用リスク削減手法 (CRM: Credit Risk Mitigation)	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。
*22	デリバティブ取引	金融派生商品取引 ^{*34} をいい、伝統的な金融取引から相場変動によるリスクを回避するため創られた金融商品取引。
*23	CVAリスク (CVA: Credit Valuation Adjustment)	取引相手方の信用リスクの変化に伴い派生商品取引の時価が変動するリスク。
*24	適格金融資産担保	信用リスク削減手法（CRM）により削減できる項目の一つであり、その内訳は次の通りです。 1) 現金及び自金庫預金 2) 金 3) 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等 4) 適格格付機関が格付を付与している債券で次のもの 中央政府、中央銀行、日本の地方公共団体及び政府関係機関が発行した債券で、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が所定以上であるもの等

No.	用語	解説
*25	オフ・バランス取引	事業運営に活用している資産・負債でありながらも貸借対照表に計上されない取引のこと。
*26	簡便手法	適格金融資産担保により信用リスク削減を行う場合に担保によってカバーされる部分を担保のリスク・ウェイトに置換える手法のこと。
*27	クレジット・ライン	信用と信枠。取引先ごとに最大取引額を設定する。
*28	デフォルト率	デフォルト（Default）とは、債務不履行を意味し、デフォルト率（PD：Probability of Default）とは、債務者がローンを返済できなくなる割合をいう。

【市場リスク関係】（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）

No.	用語	解説
*29	市場リスク	金利・為替・株価などの相場が変動することにより、金融商品の資産価値が変動し、損失を受けるリスク。
*30	カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコストのうち正の値の金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
*31	与信相当額	正の再構築コスト＋アドオン ^{*33}
*32	再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
*33	アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
*34	派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品の取引を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
*35	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化をする資産。
*36	再証券化エクスポージャー	裏付資産に証券化エクスポージャーを含む資産。
*37	証券化目的導管体	証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の事業体であり、定款または契約において活動が当該目的遂行のために必要なものに限定され、かつ、オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離された性質を満たすもの。
*38	オリジネーター	資金調達とバランスシートの圧縮を目的として資産の証券化を行う者（金銭債権や不動産など資金化が容易でない資産を保有する者）。
*39	VaR	Value at Risk（バリュー・アット・リスク） 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出した値。
*40	信託受益権	信託契約に基づいて行われる信託財産の管理や運用などの結果を享受する権利。
*41	スワップ	2者間で行われる、同じ価値を持つキャッシュフローを、決められた期間において、決められた回数だけ交換する取引の総称。同じ通貨間の異なる種類の金利を交換する取引を金利スワップ、異なる通貨間の異なる種類の金利を交換する取引を通貨スワップという。
*42	オプション	ある商品を将来の一定期日に、特定の価格で買う（売る）権利。買う権利をコール・オプション、売る権利をプット・オプションという。
*43	クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクをスワップやオプションの形にした金融商品。
*44	プロテクション	信用リスクに対する保護、保証、保険。

【金利リスク関係】

No.	用語	解説
*45	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。
*46	金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100ベース・ポイントの平行移動等の算出方法がある。
*47	金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産・負債の価値が変動するリスク。
*48	預貸金金利リスク	預金積金、貸出金等に係る金利リスク。
*49	ALM	ALM（Asset and Liability Management） 資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランス・シートのリスク管理方法。
*50	BPV	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー） 金利リスク指標の一つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
*51	ストレス・テスト	例外的だが蓋然性のある事象（9.11テロ、ブラックマンデー等）が発生した場合のリスク・ファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
*52	△EVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。
*53	△NII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。